

# 福祉厚生常任委員会審査日程

招集日時：令和5年3月7日（火曜日）午前10時00分

場 所：議事堂大会議室

※議案第17号の質疑と付託議案外質疑は、事前に文書で通告

1. 開議
2. 議案審査

議案番号	件 名	備 考
議案第 6 号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第 15 号	取手市市有財産の無償譲渡について	
議案第 7 号	取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 8 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	
議案第 9 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第 10 号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第 11 号	取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について	
議案第 12 号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
議案第 17 号	令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）	
議案第 19 号	令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	一括議題
議案第 20 号	令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案第 21 号	令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第 25 号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	一括議題
議案第 26 号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 27 号	令和5年度取手市介護保険特別会計予算	

3. 付託議案外質疑
4. 市長提出議案の討論・採決
5. 令和4年第2回意見交換会時のご意見・ご要望について（委員のみ）
6. 閉会中の所管事務調査について（委員のみ）
7. その他
8. 散会

\* 審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

\* 委員会の出席者は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議案質疑・議案外質疑に係る原則 **課長補佐職**以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

福祉厚生常任委員会  
「付託議案」 質疑事前通告一覧表

令和5年第1回定例会

議案番号及び議案名	質疑順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
議案第17号 令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）（所管事項）	1	加 増 充 子 委 員	民間保育園入所に要する経費 9,700万円増について	委託料の具体的な内容を伺う 1 民間保育園児入所委託料 2 地域型保育園児入所委託料 3 施設給付型幼稚園児入所委託料 4 認定こども園2号3号認定児入所委託料
			民間保育園運営に要する経費 について	1 民間保育園運営に要する経費 (1) 事故防止推進事業補助金227万5,000円増 内訳 (2) 民間保育園施設整備費補助金173万3,000円減 どう いうことか
			ふれあいの郷管理運営に要す る経費 1億4,000万円増に ついて	1 ふれあいの郷空調設備改修工事 (1) 今現在はどのようにしているのか (2) いつまでか（繰越しされているか）
	2	齋 藤 久 代 委 員	P21 特定疾病療養者見舞金 支給に要する経費について	1 病気の種類と増えた要因
			P23 新型コロナウイルス感 染症対策経費について	1 311万円の執行残額の説明 2 物価高の影響は十分に吸収されているか
			P25 事故防止推進事業補助 金について	1 バス13台 安全装置は各施設各自で選択決定するのか 2 耐用年数は通常どのくらい

福祉厚生常任委員会  
「付託議案外」 質疑事前通告一覧表

令和5年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	遠山智恵子 委員	障がい児保育について	1 公立・民間等各保育施設の受入れ状況 2 加配の配置基準 3 課題取組
		保育士の配置状況について	1 公立保育所における保育士の配置状況
2	齋藤久代 委員	少子化対策について	1 少子化対策（福祉部門）の実績、子どもの数（年齢別人口）の減少をどう捉えているか
		HPVワクチン（9価ワクチン含む）接種啓発・周知について	1 今後の啓発と周知スケジュール

	要望・意見	回答
1	高齢者の移動支援について、タクシーの補助や買い物を運んでくれるサービスを検討できないか。	市では、市内55か所で移動スーパーによる巡回販売があります。スーパーやコンビニ等の独自の取組で御自宅に配送するサービスが増えてきているようです。今後も高齢者の移動・買い物等の生活支援に関して、議会としてもより良くなるよう注視してまいります。
2	高齢者の移動手段について、タクシー会社と自治会が連携してほしい。	他市において市の公用車を自治会に貸し出すなど連携する事例があります。自治会からのお問い合わせ・提案があれば連携を検討するそうです。タクシー会社に関しては、高齢者や障がい者等、移動困難な方を中心に助成券を発行しています。また、公共交通政策については、議会でも注視してまいります。
3	高齢者の移動手段について、車を使わず、バスの利用者を促進してほしい。	老人福祉センターあけぼの、さくら荘、総合病院等、高齢者の御利用が多い施設もコミバスの停留所となっています。引き続き、市では利用者の促進をしていくそうです。
4	高齢者の移動手段について、移送団体の補助金をうまく使ったらどうか。	移送団体・福祉有償運送については補助金を交付しています。また、サービスを受けている利用者に対して、所得状況に応じ、利用料金を助成する券を交付しています。議会としては、更なる充実を求めてまいります。
5	あけぼの、ウェルネスプラザの職員がごみの分別をしていないようだ。	指定管理者と職員が連携し、ゴミの分別について指示を徹底していくと回答がありました。
6	かたらいの郷のお風呂が16時半までしか使えないのはなぜか。	17時が閉館時間となっています。目安として、終了時間30分前には浴場から上がっていただく時間のお知らせをしているそうです。
7	かたらいの郷のお風呂にシャンプー、リンス等を配置してほしい。	安価な利用料で御利用いただくために配置していません。なお、シャンプー・リンス等は窓口で販売しておりますので、ご利用ください。
8	かたらいの郷で靴やスリッパなどの盗難が多発しているのを、しっかり対応してほしい。	盗難の報告はないようですが、履き違い等はあるようです。議会から、市に対し、指定管理者に盗難や履き違い等が発生しないよう対策を検討するよう要望しました。

9	<p>あいサポートについて、市民の方々に広めていったらどうか。(自治会単位の講習等)</p>	<p>市広報紙、ホームページ、イベント等でPR活動を行ってきました。          なお、今のところ自治会から要望はありません。民生委員・企業に対して講習を行った実績があります。今後、市政協力員連絡協議会でも周知していきます。          自治会単位等で要望があれば、無料で出前講座ができます。          議会としましても、あいサポート研修を受けました。今後、あいサポートについて周知に努めたいと思います。</p>
10	<p>目が見えない方はすぐ分かるが、難聴などの人が歩道を歩いているときは、分からなから発信してほしい。</p>	<p>市としては、ヘルプマークやヘルプカードを障がい者のみならず内部障がいの方や妊娠されている方等、援助や配慮を必要としている方にお渡ししているようです。          日頃から地域で暮らす方の中には、何かしらの障がいがある方もいるということを知ることが重要であると思います。中には、障がいがあることを自ら発信したくない方もいらっしゃいます。その場合には、その方から周りの方に対して配慮をお願いします、と意思疎通を図っていただくほかないと考えられます。あいサポート運動を通しまして、多様な障がいの特性を知り、困っているときにちょっとした手助けや配慮ができるよう周知したいと思います。          また、市では、手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業を行っており、議会としてもこちらを周知してまいりたいと考えています。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアカーを試乗できるようにしてほしい(福祉まつり等)</li> <li>・シニアカーの補助金はあるか。介護保険制度を利用できるか。</li> </ul>	<p>市内には、シニアカーを含む福祉用具の貸与を行っている福祉用具サービス事業所が4か所あります。          シニアカーの展示や試乗について、今後の市イベント等の内容に盛り込んでいただくよう議会として要望していきます。          介護保険の制度上、基本的に要介護2以上の方は、シニアカーを含む車いすの給付対象になっています。なお、その方の状況によって負担割合が異なります。</p>

令和5年3月7日

取手市議会議長  
金澤克仁様

福祉厚生常任委員会  
委員長 関川 翔

### 閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 事項

- (1) 福祉部の所管に関する事項
- (2) 健康増進部の所管に関する事項
- (3) 所管の予算の執行状況について

#### 2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

#### 3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

#### 4 期間

現議員の任期満了の日まで